

琉球大学学術リポジトリ

岸総理大臣第1次訪米関係一件 準備資料 第1巻

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-04-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/44185 |

(4) 核爆発実験禁止

大臣

核兵器実験禁止問題（対ダレス会談）

日本国民の大多数は核兵器実験の禁止を望んでおり、日本政府及び国会も、人道的見地から、核兵器の実験だけは軍縮諸問題と切り離してでも実現させたいと考えている。実験の禁止は決して自由陣営のみに不利な作用をするものとは思われない。日本はロンドンの国連軍縮小委員会に対し核兵器実験の探知及び登録に関し政府「見解」を提出しているが、米国においても最近、ヘビー・ボムの一時的禁止案又は十メガトンをもつて米英ソ三国の核実験の限度とする案などが唱えられたと伝えられているのは、核実験問題に関する米国思潮の方向を示し、日本の見解に接近したものとして歓迎するが、更に米国が核実験を切りはなして出来るだけ広範囲に且つ速かに禁止に到達せしめ得る協定の成立に努力せられんことを切望する。

極秘

(昭三二・六・六)

核爆発実験禁止問題に関する擬問擬答

目次 (問題の要旨)

- 一 登録制は実験を合法化するものではないか。
- 二 実験だけの禁止は不徹底ではないか。
- 三 科学的根拠が薄弱ではないか。
- 四 日本の自由陣営の一員としての立場と矛盾しないか。
- 五 ソ連の共同提案申入れを断つた理由いかに。
- 六 米英ソ三国以外の国の核兵器製造保有禁止案についていかに考
えるか。



一問 登録制は、実験を合法化することになるのではないか。なぜ即時全面禁止を主張しないか。

答 かりに全面禁止の約束ができたとしても、はたしてソ連がこれを守るかどうかは米英は疑念を持っている。いつさいの核爆発実験が外部から探知できるとは限らないと思つているからである。この探知可能性の点については、科学者の意見もわかれているようである。それならば、まず、国際的な、また科学的な機関でこの問題を究明する必要がある。その結果、探知可能との結論が出たら、核爆発実験は実効的に禁止しうるわけだから、直ちにそのための国際的な協定なり決議なりをすればよい。反対に、現在のところでは、すべての実験を探知しうるとは限

らないという結論が出た場合には、それを可能ならしめるためにすみやかに国際的な探知機構を設けることとし、探知が可能となり次第、いつさいの実験を禁止することとする。ただ、この後者の場合、探知機構ができるまでの間でも、実験がみだりに行われては困るので、何とかこれを抑制する方法を講じなければならぬ。それには、実験の事前登録と実験計画の審査とということが考えられる。そして、登録された実験計画を審査した結果有害と認められたものについては、国連が中止を勧告することができることとする。無警告で実験が行われれば、中止を勧告する機会も得られないが、登録制を採用すれば、かかる機会が必ず得られることとなる。すなわち、即時全面禁止が実効的に行われうるに至る前の段階においても、登録された核爆

発実験の個別審査を行うことによつてその抑制をはかるとい
のが日本政府の提案における登録制の趣旨であり、それは、実
験を合法化するものではなく、また、日本政府の提案の全部で
もない。

二問 実験を禁止して、核兵器の製造及び保有は認めるといふのは、不徹底ではないか。実験しなれば役にたつかどうかもわからないわけだから、製造、保有を認める以上は、実験も認むべきではないか。

答 核兵器の製造及び保有も禁ぜられることが望ましいことはもちろんであるが、一挙にあまりに多くのものを達成しようとするれば、かえつていつまでも何の成果もあげえないということになるだろう。それよりは、まず比較的実現の可能性の多いことから少しずつでも実現していつた方が、はるかに実際的である。また一国の軍備というものは、相互に関連性のあるものであるから、通常兵器の方は制限しないで、核兵器だけについて

その製造、保有を制限したり禁止することは、困難であろう。しかるに、軍縮問題全般について大国間に完全な話合がつくことは、近い将来に期待しうべくもないが、だからといって、現実に人類の生活環境を汚染する核爆発実験の問題は、軍縮問題全般の解決をみるまで放置しておくわけにはいかない。また、核兵器の製造、保有の禁止について国際的な合意が成立するまでは、その実験を禁止することはできないという理屈はないはずである。

三問 実験による大気の汚染は、ネグリチブルであるという科学者もある。実験の継続が人類に本当に害を及ぼすことが証明されない以上、日本政府の主張は、科学的な根拠を欠くものといわざるをえないのではないか。

答 核爆発実験による人類の生活環境の汚染がどの程度にシトリアスなものであるかについては、科学者の意見もわかれているようだが、汚染されること自体は、何人も否定しないであろう。われわれは、むしろ、ネグリチブルであるということが何人も満足の行くように証明されない限り、人類の将来に測りしれない災厄を及ぼす危険性の少しでもあるようなことは、止められるべきであると考えらる。

四問 実験禁止の主張は、日本の自由陣営の一員としての立場と矛盾するのではないか。

答 実験禁止は、普遍的に適用されるべきものであるから、たてまえ上、特定国又は特定国群のみに有利又は不利に作用することはない。また、米英ソ三国が今直ちに実験をやめたら、実際上米英に不利でソ連に有利な結果¹²になるといふことは、現在ソ連の方が米英よりも技術的に進んでいるという前提の下においてのみ可能性のあることである。果してどちらが進んでいるかは、だれにもわからぬことであるが、自分は、核兵器は戦争のデテレントである^と米英が主張しているのは米英の核軍備における優位を示唆するものと考えている。われわれは、一切の核

兵器の製造、保有までも、軍縮全般の問題の解決と切り離して
実現すべしと主張しているわけではないことも留意されたい。

なお、ソ連は、これまで核爆発実験禁止について米英より熱
意をもつているやの印象を世人に与えることに成功しているよ
うに見える。これこそ、自由陣営にとって大きなマイナスであ
る。日本は、自由陣営の一員として、米英両国が積極的に実験
の禁止を実現するために努力する態度に出ることを切望するも
のである。

五問 日本は、なぜソ連の共同提案申入れに応じなかつたのか。

答 いかなる理由によるにせよ、これまで実験を行つており、また今後これをやめることを約束することもできない政府とは、日本政府として実験禁止の問題について共同して行動するわけに行かないのは、当然のことであろう。また、日本政府としては、その提案が現在のところ実験禁止の目的を達成するための最も合理的かつ実地的な方式であると考えているが、わが国に共同行動を申し入れる以上、この案に賛成してくれることを期待するのは当然のことであろう。しかし、この二点について、ソ連は、なんら明確なコミットメントを与えなかつたばかりでなく、かえつて否定的な意向を表明するにとどまつた。

六問　スタッセン米國代表が最近ロンドンの軍縮小委員会で提案す

ると伝えられる米國の新提案には、米英ソ三国以外の國が核兵器を製造、保有することを禁止せんとする案が含まれている模様であるが、この案についていかに考えるか。

答　米英ソ三国が核兵器の製造及び保有の禁止に関する合意の成立を容易にするために爾余の諸國による核兵器の製造及び使用を禁止しようとするのであれば、これを支持するにやぶさかでない。しかし爾余の國に対してのみ禁止し、三国はなんらの禁止措置をとらないということは妥当でない。のみならず、われわれの要望からは、なおかけ離れたものであるといわざるをえない。もつとも原子力は平和的目的にのみ利用するとの方針を堅持しているわが國としては核兵器を製造及び保有する意思はない。

大臣

核爆発実験問題に対する米国の新提案に関する件

三二、六、一四
国際協力局

米国は、ロンドンの軍縮小委員会において、スタッセン代表をして種々の新提案を行わしめつつある模様であり、新聞報道によれば、核爆発実験については、ヘヴィ・ボム（大型爆弾）実験の禁止案が含まれている趣であるが、総理に対し、米国首脳者から右案についての見解を求められた場合、又は米国首脳者に向つて核爆発実験禁止問題について総理の方から発言されるに当つては、「米国が阻止兵器の完成のために実験を必要とするとの従来立場を止揚して、実験の部分的禁止あるいは制限を行わんとする新たな意向を有することを好意をもつて迎え、殊に右がわが方の示唆も汲入れてある点、米国の厚意を認める」旨述べ、但し、「（一）米国案が依然として、大

極秘

型爆弾の試験禁止のみに限られている点については、わが方として、放射能による被害、殊に将来の人類に与える影響の点から、更に禁止の範囲を拡大すべきことを希望し、かつ、(二)米国の試験制限に関する新提案は、通常兵器の削減ない至空中査察に関する合意と結びつけられているか否か明瞭でないが、試験の問題は他の諸問題と切り離して先ず解決せられることを希望する」旨発言されること可然と思われる。

New U.S. "First Stage" Disarmament Plan Envisions Temporary
Halt of Nuclear Bomb Tests

LONDON, June 12 -(UP)- Informed sources said today the new United States "first stage" disarmament plan envisions a temporary halt of nuclear bomb tests and a freeze of production of fissionable material for military purposes.

The plan was also reported to call for a limited air inspection in the Arctic area and for "some cuts" in conventional arms strength in the first-stage disarmament project.

The plan was expected to be put before the Five Power Disarmament Subcommittee here next week, piecemeal or in its entirety, after American special disarmament representative Harold Stassen returns from consultations in Washington.

Details of the new American disarmament blueprint have not been officially disclosed and it was understood to be still open to modifications, but informed sources said the plan follows broadly these lines:

- It calls for a tentative ban on nuclear tests of heavy bombs for a trial period. This could be turned into a permanent ban if a safe method of monitoring tests can be established during this trial stage.

- An agreed date after which the production of fissionable material for nuclear weapons would be halted.

- A small cut in conventional arms and manpower strength as a first step in conventional disarmament.

- An "open skies" zone in the Arctic areas in which the United States and Russia would try out mutual air inspection.

Secretary of State John Foster Dulles told his press conference in Washington Tuesday that the new proposals were being delayed while the Europeans decide whether a European "open skies" zone should be included in a first-stage disarmament agreement.

Differences with European nations, notably Britain, were reported to be delaying the final phrasing of the new American disarmament proposals and its presentation to the U.N. Five-Power Committee in London.

Britain fears that any advance commitment to restrict nuclear weapons would leave Russia with an overwhelming might of conventional arms. The British view is that nuclear restrictions should therefore be linked firmly to conventional arms cuts.

Germany's also worried about any Western disarmament commitment in advance of safeguards for Russian agreement to German unification.

大臣

核爆発実験問題に関する件

三二六・一四
国際協力局

先般、英国に派遣され、帰途西欧諸国及び米国をも歴訪した松下特使は、総理大臣に対する報告書の中で、核爆発実験問題対策につき種々意見を述べられ、特に公海における実験につき国連総会を通じて国際司法裁判所の勧告的意見を求める案を主張され、この案に關連し、世間においても、国際司法裁判所に提訴する方法も論議されてきた。

しかし、本省において、条約局が中心となり、学者の意見も徴し、検討した結果、先ず、提訴は、別紙の如き理由により、不適當との結論であり、勧告的意見を求める案は、手続的に不可能ではないが、各国の支持を取りまとめるのが相当困難であり、所期の効果が得ら

極秘

れるか否かも疑問~~が~~あるから、次期総会に備えて、準備は進めるが、総会においては先ず他の案（別紙新提案）を推進する肚構えて臨むこととする。但し別紙新提案はロンドンの軍縮小委員会での交渉が妥結しない場合を前提としたものである。

原爆実験禁止を国際司法裁判所へ提訴する件

(昭三二・六・一四 条約局)

本件に関しては別添可否を考慮の結果、提訴は不適當であると考

えられる。(理由、別添後段参照)

原爆実験提訴の可否について

(昭三二・六・一三 条約局)

(1) (イ) 長期間広範囲にわたつて公海を独占することは公海の自由を違反するといふ有力な論拠がある。

(ロ) この場合提訴の相手方は英(米)国のみであるが少くともわが国として最も被害の大きい公海における原爆実験の違法性を判決により確立せしめることに大きい効果がある。

(1) (イ) この場合公海の自由のあり方を問題にすることになり原爆実験そのものの違法性をつくことにはならない。

(ロ) 反対解釈として短期間小範囲における実験は適法ではないかとの疑を生ぜしめる。

(イ) 英国のみを相手方とするにとになりこの問題が性質上米ソのみならず全世界の問題であるという点が看過せられる。

(2) (1) 「大気汚染」、 「権利の

乱用」という論拠により原爆
実験そのものの違法性をつく
ことができる。

(2) (2) この論拠をもつてするとき
は英④みならず米ソを相手方
として提訴することができる。

(3) 勝敗はともかく、提訴するこ
とによつて相手方に精神的な圧
力を加えることができる。

(2) (1) 単に「大気汚染」や「権

利の乱用」というよりな論拠
ではばく然としていて勝訴で
きるかどうか疑問である。

(2) (2) また提訴する以上実害が具
体的に実証されねばならない。

(2) (3) 米英はともかくソ連が裁判
に応じないことは確実といつ
てよい。

(3) 原爆実験の禁止は重大な政治
問題でありこれを言わば技術的
な法律問題として裁判所にもち
こむことは司法裁判を政治的に
利用するものであるとの疑をい
だかせる。

(4) たとえ判決までに相当長期間を経たとしても、判決あるまで裁判所が禁止の仮措置を命ずるということも考えられる。

(4) 裁判は性質上極度に慎重であるから判決までは相当の長期間（二年ないし三年）を要するであらうし一方それまではいかに禁止を主張しても判決待ちと称して禁止が行われない可能性が大である。

また裁判所が禁止の仮措置を命ずるやいなや断言できない。

核爆発実験問題に関する今後の方策（案）

二二六一
国際協力局

「ロンドン軍縮小委員会におけるわが方提案（三國案及び政府「見解」）の審議結果を見届ける。

このため、西大使に訓電し今後の小委員会において、わが方の案が審議される見込の有無を照会中である。

二軍縮委員会は八月をいし九月ニューヨークにおいて開催される見込である。わが方もオブザーバーを派遣するが、同委員会は小委員会の報告をレビューし總會に取次ぐ程度で突込んだ実質的審議は行われなむと思われ。

三軍縮小委員会に提示したわが方提案につき関係國の賛同が得られず、なんらの協定も達成されなかつた場合には、その事実を遺憾とする旨の声明等を発表する。

四右三の事実並びに、この間米英ソ各國が実験を行つた事実から本問題に対する措置が益々緊急を要することとなつてきたこと、東南アジア諸國はじめ多數各國の間に実験中止への要請が

強まりつつあること等を理由として国連第十二総会に新提案を
行うこととする。

この案としては別紙の案を採る（但し、いずれも趣旨を記し
たもので決議案文ではない。国際司法裁判所の勸告的意見を求
める案の取扱いについては別途作成の案参照）。

前項の案が決定されたならば全在外公館を通じて国連加盟国全
部に対し支持を求める工作を行う。但しスウェーデンに対して
は他に先立つて協議するものとする。

核爆発実験停止に関する提案

先般、軍縮小委員会に提出した政府見解に含められたわが方の示唆が、関係国の賛同を得られなかつた場合には、国連第十二総会における軍縮問題審議に際し、核爆発実験問題について、わが方は次の如き提案を行うことを考慮する。

「放射能の影響調査のための国連科学委員会が、その報告を総会に提出し（注一）、総会が右に基いて核爆発実験につき何らかの措置を決定するまで（注二）、関係国は（注三）総会の設置する（注四）が許可するものを除き）すべての核爆発実験を停止すること。」

前記委員会は（注三）総会の下に（注四）国よりなる委員会を設置し、（注一）前項のかつと内を除く場合）、右の実施を監督することとし、いずれかの加盟国から、いずれかの国が右の実施に協力していない旨、委員会の注意が喚起された場合には、委員会は速かにその事実を調査し、その結果を総会又は中間委員会に報告すること。」

注一 一九五八年七月末の予定

二 一九五八年十月ないし十二月となるであろう。

三 科学委員会と同様の構成とすべきである。

四 総会閉会中設置されている全加盟国をもつて構成する委員会。「小総会」とも呼ばれる。但し、従来活動したことはない。

（なお、第十二総会における軍縮問題全般に対する基本方針は別紙の通りとする。）

軍縮並びに核爆発実験問題に対する基本

方針（案）

- (一) 軍縮問題に対する日本の立場は日本国憲法^{憲法}の精神並びに國連憲章の目的及び原則を遵守することを基本とし、この基本の限度内にて自由諸國との協調の維持増進に努力することとする。
- (二) 通常兵力、兵器等の軍縮と核兵器の製造、保有使用の禁止ないし制限とは不可^{不可}の関係にあるものと考えるが、核爆発実験問題は、軍縮の一環としてでなく、他の問題に先立つて解決すべきものとする。